あおぞらキャッシュカード・プラス（Ｖｉｓａデビット）規定

あおぞらキャッシュカード・プラス（Ｖｉｓａデビット）規定（準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定等も含み、以下「この規定」といいます。）は、会員が当行本支店（当行において支店名称に「ＢＡＮＫ」が付く全ての支店も含みます。）に有するご本人名義の普通預金口座（以下「預金口座」といいます。）について当行から交付される当行所定のキャッシュカード（ただし、Ｖｉｓａデビット機能が付帯されたものに限ります。以下「カード」といいます。）をデビット取引（後記２．（１）②において定義された意味を有します。）に利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。なお、会員がカードをキャッシュカード関連取引（後記２．（１）①において定義された意味を有します。）に利用する場合には、「あおぞらキャッシュカード規定」（これに関連するキャッシュカードに係る当行の定める取引の諸規定等も含み、以下「キャッシュカード関連規定」といいます。）により取扱います。会員は、キャッシュカード関連規定およびこの規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、当行所定の方法によりカードの暗証番号およびデビット取引用の暗証番号（後記５．（１）において定義された意味を有します。）の届出をして当行から交付されるカードを、自らの判断と責任において、利用するものとします。

１．（会員）

（１）会員になれる方は、預金口座を有し、かつ、当行所定の方法に従い当行のデビットカード取引システム（以下「カードシステム」といいます。）への入会の申込みをした日本国内に居住する個人とします。

（２）入会契約（会員の預金口座をカードシステムの決済口座とする合意を含みます。）は、当行が会員として認めたときに成立します。

２．（会員によるカードの利用等）

（１）会員は、カードを、後記①の場合のほか、後記②の場合にも利用することができます。

①会員がキャッシュカード関連規定に定める取引（これに付随する取引等も含み、以下「キャッシュカード関連取引」といいます。）をする場合

②Ｖｉｓａ　Ｗｏｒｌｄｗｉｄｅ　Ｐｔｅ．　Ｌｉｍｉｔｅｄ（以下「国際提携組織」といいます。）と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店（Ｊデビット加盟店ではありません。以下「加盟店」といいます。）の施設・店舗等（海外のＣＤ・ＡＴＭ、インターネット上のオンラインショッピングサイト等も含みます。）において、会員が商品を購入しまたは役務の提供を受けること（海外のＣＤ・ＡＴＭでの現地通貨等の引き出しも含み、以下「売買取引等」といいます。）に伴い、会員に履行義務が発生する債務（海外のＣＤ・ＡＴＭの利用の際の設置機関所定の利用手数料等も含み、以下「売買取引等債務」といいます。）を、会員の預金口座からの預金の払戻しによって、国際提携組織所定の手続に従って、弁済する取引（これに付随する取引等も含み、以下「デビット取引」といいます。）をする場合

（2）会員は、デビット取引の利用に関し、加盟店の売上処理手続等の理由から、暫定引落額（後記７．（３）①において定義された意味を有します。）と確定引落額（後記７．（３）②において定義された意味を有します。）に相違が生じる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

（3）会員は、デビット取引の利用に伴い当行が提供する各種サービス等（テレフォンサービスまたはインターネットサービスによる当行所定の各種変更・照会も含みます。以下同様とします。）の利用もすることができます。この場合、当行から提供を受ける各種サービス等の内容によっては、当行所定の手数料等をいただくことがあります。なお、この規定において「インターネットサービス」とは、会員がパーソナルコンピューター・携帯電話機等の通信機器（以下「機器」といいます。）の操作を通じて、インターネット・携帯電話の通信会社が提供するネットワークサービスにより、あおぞらキャッシュカード・プラスデビット専用ＷＥＢ（以下「デビット専用ＷＥＢ」といいます。）において、当行に対し取引の依頼を行い、当行が手続を行うサービスをいいます。インターネットサービスを利用できる機器は、当行所定の機能・性能を備えたものに限ります。また、当行は、機器に求める機能・性能を、随時任意に変更することができるものとします。

（4）デビット取引の利用に伴い会員に履行義務が発生する手数料、費用、損害金等は、当行が適当と認める時期に会員の預金口座から引落してその弁済に充当することができるものとします。ただし、別に定めがあるときは、その定めに従います。

（5）会員によるデビット取引の利用に伴い当行が会員の預金口座から引落し（前記（1）②の預金の払戻しおよび前記（4）の引落しを含みますが、これらに限りません。）をする場合、通帳および払戻請求書の提出ならびにキャッシュカード関連規定に定める本人確認手続および預金払戻手続は不要とします。

（6）会員によるデビット取引の利用に伴い当行が会員の預金口座から引落した金額の全部または一部を会員に返金する場合、当行所定の手続により当行が適当と認める時期に会員の預金口座に入金する方法により行います。

３．（カードの発行、管理等）

（1）当行は、会員に対し、会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を表示したカードを発行し貸与します。

（2）当行の会員に対するカードの交付は、当行所定の方法によるものとします。会員は、当行からカードを受取ったときは、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。

（3）カードの所有権は当行に帰属します。カードおよびカード情報は、カードの署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡または担保に提供するなど、カードの占有を第三者に移転したりカードおよびカード情報を第三者に開示したり使用させたりすることはいっさいできないものとします。

（4）会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用、保管するものとします。

（５）会員は、カードの種類や発行体系により別途特約がある場合には、その特約に従うものとします。

（６）会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から発送したカードが未着として当行に返戻された場合、未着となった事由のいかんを問わず、返戻されたカードは、当行からの通知によって破棄することができ、会員はこのことにあらかじめ同意し、カードの交付を希望するときは、改めてそのための所定の手続のいっさいを行うものとします。

４．（カードの有効期限）

（１）カードの有効期限は当行が定めるものとし、カード表面に記載した年月の末日までとします。

（２）カードの有効期限到来前に退会の申出がなく且つ当行が引き続き会員として認める場合、会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から有効期限を更新した新カードを発送し、新カードの表面に記載した年月の末日が新たな有効期限となります。なお、前記３．（６）の定めは、カードの更新の場合にも準用されるものとします。

（３）当行は会員のカードの利用状況等に鑑み、当行の判断により有効期限を更新した新カードの発行を行わないことがあります。この場合、有効期限が経過したカードはキャッシュカード関連取引に係る機能のみを搭載するカードとして引き続き利用できるものとします。

（４）カードがその有効期限内にデビット取引に利用された場合の取扱いについては、その有効期限経過後においてもこの規定を適用するものとします。なお、会員資格の取消その他の事由により退会となる前にカードがデビット取引に利用された場合の取扱いも同様とします。

５．（デビット取引用の暗証番号、パスワード等）

（１）会員は、当行所定の方法により、カードに関するＶｉｓａデビット用の暗証番号（以下「デビット取引用の暗証番号」といいます。）の届出（新規登録）をするものとします。

（２）会員は、デビット取引用の暗証番号の照会はできません。デビット取引用の暗証番号を失念した場合、またはこれを変更する場合には、当行所定の再発行手数料の支払その他のカードの再発行手続が必要となります。

（３）当行は、当行所定の方法により、テレフォンサービス用のパスワード（４桁の数字）を登録し、会員に通知するものとします。会員は、当行所定の方法により、テレフォンサービス用のパスワードを変更できるものとします。テレフォンサービスを利用して当行から提供を受けることができるサービスの内容、ご利用の方法・手順その他の事項は当行が別に定めるところによるものとします。

（４）会員は、当行所定の方法により、インターネットサービス用のＩＤおよびパスワードの届出（新規登録）をすることができるものとします。また、当行所定の方法により、インターネットサービス用のＩＤまたはパスワードを変更できるものとします。インターネットサービスを利用して当行から提供を受けることができるサービスの内容、ご利用の方法・手順その他の事項は当行が別に定めるところによるものとします。

（５）会員は、後記①から④までの各場合には、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号等の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、当行に責めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負わないものとします。

①デビット取引用の暗証番号の届出（新規登録）または変更をする場合

②テレフォンサービス用のパスワードの変更をする場合

③インターネットサービス用のＩＤおよびパスワードの届出（新規登録）をする場合

④インターネットサービス用のＩＤまたはパスワードの変更をする場合

（６）会員は、デビット取引用の暗証番号、テレフォンサービス用のパスワードならびにインターネットサービス用のＩＤおよびパスワードを他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。会員はこれらのいずれかが使用されて生じたいっさいの債務（損害も含みます。）については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、会員においてその責めを負うものとし、当行はいっさい責任を負わないものとします。

（７）会員がテレフォンサービスまたはインターネットサービスを利用して当行から提供を受けたサービスの依頼内容・利用履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。

（８）会員によるテレフォンサービスまたはインターネットサービスの利用に関し、依頼内容と処理内容に相違があることが判明し、会員と当行との間で疑義が生じた場合には、前記（７）に定める当行保管の電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

６．（カードの利用方法）

（１）加盟店の施設・店舗等における売買取引等の場合（ただし、後記（３）および（４）の場合は除きます。）、会員は、カードを提示し、加盟店より案内される方法および手順に従って、デビット取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）にカード情報を読み取らせ、所定の用紙等への署名またはデビット取引用の暗証番号の入力をするなど、当行が適当と認める手続を行うことにより、カードを利用することができるものとします。

（２）前記（１）の場合、端末機の故障その他の事由により当行がやむを得ないと認めてデビット取引に必要な手続を指示したときは、前記（１）にかかわらず、その指示する方法および手順に従って、手続を行うものとします。

（３）通信販売等（インターネットを用いた通信販売も含みます。以下同様とします。）に係る購入代金等の決済が必要となる売買取引等の場合、会員は、加盟店より案内される方法および手順に従って、インターネット、電話、ＦＡＸ、はがき等を用いてカード情報を送信、通知するなど、当行が適当と認める手続を行うことにより、カードを利用することができるものとします。

（４）通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済が必要となる売買取引等

（ただし、当行が適当と認めたものに限ります。）の場合、会員は、自己の責任において、加盟店より案内される方法および手順に従って、カード情報を事前に当該加盟店に登録するなど、当行が適当と認める手続を行うことにより、カードを利用することができるものとします。この場合、登録したカード情報等の内容に変更があったとき、または会員資格の取消その他の事由により退会となったときは、会員は、その旨を当該加盟店に通知し、決済手段の変更のための手続を行うものとします。また、当行が必要または適当と認めたときは、会員は、当行が会員に代わってカード情報等の変更内容またはカードの無効情報等を当該加盟店に通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

（５）デビット取引の利用金額・利用状況、購入商品・権利・提供を受ける役務の種類によっては、カードの利用について、その都度、当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当行に対してカードの利用に関する照会を行うこと、および当行が必要または適当と認める範囲においてかかる照会に対し回答することをあらかじめ承諾するものとします。

（６）会員のカードの利用状況または決済状況等によっては、当行が適当でないと判断してカードの利用をおことわりすることがあります。また、高速道路・携帯電話等の利用や貴金属・金券類・パソコン等の購入については、カードの利用を制限または停止することがあります。

（７）当行は、会員のカードもしくはカード情報が第三者によって不正に使用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、会員のカードの利用を留保またはおことわりすることがあります。この場合、会員は、当行が、会員に直接または加盟店を通じて所定の本人確認の調査を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

（８）会員は、デビット取引後は、速やかに預金口座の通帳記入または当行が提供する各種サービス等の利用により、デビット取引の内容を確認するものとします。

（９）カードの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間において解決し、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。なお、カードの利用により加盟店と売買取引等を行った後に、会員と加盟店との合意によってこれを取消す場合には、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。

（１０）会員は、売買取引等の特定と内容確認のため、カードの利用により購入した商品、サービスその他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。

（１１）会員は、カードシステム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等の場合には、売買取引等およびデビット取引を行うことができない場合があることを異議なく承諾するものとします。

（１２）当行が適当でないと判断した加盟店では、当行の判断によりカードの利用をおことわりすることができるものとします。

７．（デビット取引の利用限度額）

（1）デビット取引の１日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

（2）会員は、デビット取引の１日あたりの利用限度額を当行所定の金額の範囲内で変更することができます。ただし、受付可能な変更は当行所定のものに限ります。また、当該変更の手続は当行所定の方法によるものとします。

（3）会員は、預金口座から預金の払戻しをすることができる金額を超えてデビット取引を行うことはできないものとします。ただし、後記①から④までの各場合は除きます。

①加盟店からのデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）が当行に到達したのがカードシステムの休止時間中であった場合で、利用情報に記載された売買取引等債務相当額（以下「暫定引落額」といいます。）が、その引落し時点（休止時間経過後となります。）における会員の預金口座の残高を上回っていたとき

②後記８．（2）①の保留手続がなされている場合において、当行に到達した加盟店からのデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）に記載された売買取引等債務相当額（以下「確定引落額」といいます。）が暫定引落額を上回るときの差額（以下「引落不足額」といいます。）が、その引落し時点における会員の預金口座の残高を上回っていたとき

③加盟店との通信事情等により、加盟店から当行に利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合（前記６．（4）により通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードが利用された場合も含みます。以下後記８．（2）③において同様とします。）において、確定引落額が、その引落し時点における会員の預金口座の残高を上回っていたとき

④前記①から③までのほか、当行がやむを得ないものと認めたとき

８．（デビット取引の決済方法等）

（1）会員が前記６．の（1）から（4）までに基づき加盟店との売買取引等においてカードを利用した場合には、カード情報がオンラインまたは所定の方法を用いて加盟店から当行に送信、通知されるなどの所定の手続が行われ、当行と加盟店を結ぶ加盟店設置の端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されるなど、当行からの取引承認の通知がオンラインまたは所定の方法を用いてなされることを条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、当行は、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金払戻指示および当該預金払戻金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなして、保留手続を行うなどの取扱いをします。

（2）保留手続は、後記①から④までの各場合に応じて行います。

①利用情報が当行に到達した場合（ただし、売上確定情報が当行に到達する前に限ります。）

当行は、適当と認める時期に暫定引落額を会員の預金口座から引落し（以下「暫定引落額の引落し」といいます。）のうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額（確定引落額に手数料等が含まれるときの当該手数料等も含みます。以下後記②（a）およ

び（b）、後記③ならびに後記（4）において同様とします。）の弁済に充てるために、暫定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

②利用情報、売上確定情報のいずれも当行に到達している場合

A．前記①の保留手続がなされている場合において、確定引落額が暫定引落額を上回るとき

当行は、適当と認める時期に引落不足額を会員の預金口座から引落し（以下「引落不足額の追加引落し」といいます。）のうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済に充てるために、引落不足額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

B．前記①の保留手続がなされていない場合

当行は、適当と認める時期に確定引落額を会員の預金口座から引落し（以下「確定引落額の引落し」といいます。）のうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済に充てるために、確定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

③加盟店との通信事情等により、加盟店から当行に利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合

当行は、適当と認める時期に確定引落額の引落しを行ったうえ、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済に充てるために、確定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

④預金口座の残高不足その他の事由により、（a）前記①の保留手続がなされておらず、かつ、前記②（B）の保留手続もなされていない場合、（b）前記①の保留手続はなされているが、前記②（A）の保留手続がなされていない場合、または（c）前記③の保留手続がなされていない場合において、当行に到達した売上確定情報に基づき後記（3）の弁済がなされたとき（以下「請求による即時弁済事由」といいます。）

当行は、適当と認める時期に引落不足額の追加引落しまたは確定引落額の引落しを行ったうえ、会員の当行に対する立替金その他の債務の弁済に充てるために、引落不足額または確定引落額に相当する額を保留額とする保留手続を行います。

（3）売上確定情報が当行に到達した場合には、保留手続がなされていると否とにかかわらず、当行は、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の弁済を、国際提携組織所定の手続に従って所定の時期に行います。なお、当行がこの弁済を行うについては、当行の会員に対する事前の通知等を要せず、履行の方法、金額について当行の任意に実行して差し支えないものとします。

（4）前記（3）の場合、前記（2）の①から③までのいずれかの保留手続がなされているときは、当行は、保留額をもって売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全部または一部の弁済に充当します。この場合、かかる弁済充当をしてもなお保留額に余剰（前記（2）①の保留手続がなされている場合において、暫定引落額が確定引落額を上回るとき

の差額であって、以下「引落余剰額」といいます。）が生じたときは、当行は、適当と認める時期にこれを会員の預金口座に返金（以下「引落余剰額の返金」といいます。）するものとします。

（５）前記（３）の場合、前記（２）④の保留手続がなされたときは、当行は、後記１０．（１）の請求があったものとみなして、保留額をもって会員の当行に対する立替金その他の債務の弁済に充当します。

（６）暫定引落額の引落しがなされている場合において、売上確定情報が当行に到達せず、一定期間が経過したときは、当行は、所定の手続により、原則として、暫定引落額に相当する額を、当行が適当と認める時期に会員の預金口座に返金します。ただし、その後、売上確定情報が当行に到達した場合には、前記（２）の②（ｂ）または④に基づき、再度、保留手続を行い、かつ、前記（３）から（５）までの定めに従い決済を行います。

９．（海外利用代金の決済レート等）

（１）日本国外におけるデビット取引において、暫定引落額の引落し、引落不足額の追加引落しまたは引落余剰額の返金を行うときの暫定引落額について円貨への換算を行う際の外国為替相場については、利用情報が国際提携組織に到達した時点における当行所定の外国為替相場（国際提携組織の指定するレートを基準に当行が合理的に決定する相場）を適用するものとします。なお、この相場の適用にあたり、会員は、当行所定の海外取引関係事務処理経費に相当する手数料等が含まれる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

（２）日本国外におけるデビット取引において、引落不足額の追加引落し、引落余剰額の返金または確定引落額の引落しを行うときの確定引落額について円貨への換算を行う際の外国為替相場については、売上確定情報が国際提携組織に到達した時点における当行所定の外国為替相場（国際提携組織の指定するレートを基準に当行が合理的に決定する相場）を適用するものとします。なお、この相場の適用にあたり、会員は、当行所定の海外取引関係事務処理経費に相当する手数料等が含まれる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

（３）前記（１）および（２）のほか、日本国外におけるデビット取引において、円貨への換算を行う際の外国為替相場については、当行が適当と認めた時点における当行所定の外国為替相場（国際提携組織の指定するレートを基準に当行が合理的に決定する相場）を適用するものとします。

（４）会員は、日本国外におけるデビット取引において、当行が会員の預金口座から引落した金額の全部または一部の返金をするにあたり、これに含まれる手数料等の全部または一部の返金が行われない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

（５）会員は、前記（１）から（４）までにより、外国為替相場の動向等によっては、日本国外におけるデビット取引において、預金口座への返金額が預金口座からの引落額を下回る場合があることにあらかじめ同意するものとします。

（6）会員は、日本国外でカードを利用するについては、現に適用されている、または今後適用される外国為替等に関する諸法令等を遵守し、当該諸法令等を遵守するうえで当行が必要と判断した許可書、証明書その他当行が指定する書類等（以下「必要書類等」といいます。）を、当行の求めに応じ提出するものとします。必要書類等が提出されない場合、または当該諸法令等の遵守のため当行が必要と認めた場合、もしくは当該諸法令等による規制が行われた場合、会員によるカードの利用が制限または停止される場合があることに会員はあらかじめ同意するものとします。

１０．（デビット取引の決済不能時の立替金その他の債務の履行等）

（1）請求による即時弁済事由が生じた場合には、会員は、当行からの請求によって、引落不足額または確定引落額に相当する額について、当行に対する立替金その他の債務の履行義務を負い、直ちに弁済します。

（2）会員の当行に対する立替金その他の債務の履行義務が発生したにもかかわらず、会員がその債務の履行を遅滞した場合、当行は、その債務と会員の預金その他の当行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができ、また、事前の通知および所定の手続を省略して、会員に代わり諸預け金の払戻しを受け、会員の当行に対する債務の弁済に充当することができるものとします。かかる相殺または弁済充当を行う場合の債権債務の利息、遅延損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利率等は当行の定めによるものとし、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。なお、かかる相殺または弁済充当を行っても、会員の債務全額を消滅させるに足りないときは、当行が適当と認める順序方法により充当することができ、会員はその充当に対して異議を述べないものとします。会員による弁済の場合も同様とします。

（3）前記（2）の相殺または弁済充当を行う場合、会員は、当行が後記①および②に基づく取扱いをすることにあらかじめ同意します。

①当行は前記（2）の相殺または弁済充当の実行に必要な範囲で会員との各種預金その他の取引（当行から会員に提供される各種サービス等を含みます。）の全部または一部を当行の会員に対する通知により解約することができるものとします。

②当行の占有している会員の動産、手形、債券その他の有価証券は、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により当行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、前記（2）の相殺または弁済充当に用いることができるものとします。

（4）前記（2）および（3）により生じた手数料、費用、損害金等については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、すべて会員が支払い、当行はいっさい責任を負いません。

１１．（デビット取引の利用に伴う預金口座の入出金取引金額の通帳記入）

会員によるデビット取引の利用に伴う預金口座の入出金取引金額の通帳記入は、通帳が当行本支

店の窓口に提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

１２．（カードの喪失、届出事項の変更等）

（１）カードを失った場合、カードもしくはカード情報がカードの偽造・変造、盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに会員から書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに当行はカードの利用の停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

（２）前記（１）の届出の前にカードの喪失等の通知があった場合も前記（１）と同様とします。なお、この場合も直ちに会員から書面その他当行所定の方法によって当行に届出てください。

（３）氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の届出事項に変更があった場合、または当行が必要と認めた場合には、直ちに会員から書面その他当行所定の方法によって変更事項を当行に届出てください。この場合、当行が必要と認めたときは、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

（４）デビット取引用の暗証番号、テレフォンサービス用のパスワードまたはインターネットサービス用のＩＤもしくはパスワードを他人に知られてしまった場合には、直ちに会員から書面その他当行所定の方法によってこれらの変更をしてください。この変更の前に生じた損害については、当行に責めのある場合または別に定めのある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

（５）会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情等の理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

（６）会員から届出のあった電子メールアドレスにあてて当行が電子メールを送信した場合には、通信事情等の理由により延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

（７）会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行が行った通知または発送した送付物が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付物の発送を中止し、当行の判断により会員によるカードの利用を制限または停止することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

１３．（カードの再発行）

（１）カードの喪失、デビット取引用の暗証番号の変更その他の事由によるカードの再発行は、

当行がこれを適当と認めたときに限り、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、前記３．（６）の定めは、カードの再発行の場合にも準用されるものとします。

（２）カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただく場合があります。

（３）会員は、カードの再発行によって、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、従来利用していたカードは、当行の指示に従って直ちに当行へ返却するかまたは会員の責任において切り込みを入れて破棄してください。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

１４．（カードの偽造・変造、盗難・紛失および損害の補てん）

（１）カードまたはカード情報がカードの偽造・変造、盗難・紛失により他人に使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じるいっさいの加盟店等の債権については、当行はこれらに対応する債務を売買取引等債務とみなしてこの規定を適用し、この規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。

（２）前記（１）にかかわらず、会員がカードの偽造・変造、盗難・紛失の事実を速やかに当行へ直接電話等により通知のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当行に提出した場合には、当行は、当行へ通知が行われた日（以下「当該日」といいます。）の３０日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日から当該日の６０日後の日までの間に発生した損害（ただし、利息その他これに含まれないものとして当行が別に定めるものは除きます。）について、当行所定の方法により、当行所定の限度額の範囲内まで、その補てんを行うものとします。ただし、後記①から⑧までのいずれか一つにでも該当する場合、当行は、その補てんを行いません。

①カードもしくはカード情報の不正使用またはカードの偽造・変造、盗難・紛失が会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令等違反によって生じた場合

②会員の家族（同居の親族、別居の未婚の子）、同居人、留守人、使用人、会員からの依頼を受けて身の回りの世話をする者その他の会員の関係者（以下「会員の家族その他の関係者」といいます。）がカードもしくはカード情報の不正使用またはカードの偽造・変造、盗難・紛失に関与した場合

③戦争、暴動、地震、核燃料物質（使用済燃料を含みます。）の特性等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードの偽造・変造、盗難・紛失が生じた場合

④カードの利用の際、届出のデビット取引用の暗証番号が使用された場合（ただし、会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令等違反によらず、かつ、会員の家族その他の関係者の関与もなく、届出のデビット取引用の暗証番号の不正使用が生じたと当行が認めた場合はこの限りではありません。）

⑤この規定の各条項のいずれかに違反している状況において、カードもしくはカード情報の不正使用またはカードの偽造・変造、盗難・紛失が生じた場合

⑥会員が当行から求められた帳票その他の書類等の提出を拒むなど、当行の調査に協力しない場合

⑦会員が当行の調査に対し十分な説明を行わない場合

⑧会員から当行に説明のあった事実関係または会員から当行に提出された帳票その他の書類等において、重要な虚偽があった場合

１５．（当行の調査への協力）

会員は、後記①から③までの各場合には、帳票その他の書類等を当行に提出し、十分な説明を行うなど、当行の調査に協力するものとします。

①会員がカードの偽造・変造、盗難・紛失の事実を当行へ通知した場合

②会員が加盟店の入力ミス等により誤って預金口座から引落された金額の返金を求める場合

③前記①および②のほか、当行が必要と認める調査を実施するにあたり、会員に対してその調査への協力を求めた場合

１６．（カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消による退会）

（１）請求による即時弁済事由が生じた場合、もしくはそのおそれがあると当行が判断した場合（前記７．（３）の①から④までの各場合も含みます。）、または退会となる会員資格の取消その他の事由が一つでも生じた場合、もしくはそのおそれがあると当行が判断した場合には、当行から会員に事前の通知等をすることなく、いつでも当行は後記①から④までの全部または一部の措置をとることができるものとし、これに伴い生じた損害については何らの責任も負わないものとします。

①カードの利用の停止

②カードの貸与の停止およびカードの返却請求

③カードの無効化およびその旨の加盟店への通知

④預金口座からの出金の停止

（２）前記（１）の①から④までの措置は、当行所定の方法により行うものとします。

（３）会員について後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行から会員に通知催告等をすることなく、いつでも当行は会員資格を取消すことができるものとし、これに伴い生じた損害については何らの責任も負わないものとします。

①支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含みます。）があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき

②手形交換所の取引停止処分を受けたとき

③会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通

知が発送されたとき

④住所変更の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により、当行において会員の所在が不明となったことが判明したとき

⑤相続の開始があったことを当行が認知したとき

⑥カードの更新が行われなかったとき

⑦預金口座が解約されたとき

（４）会員について後記①から⑨までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行の会員に対する通知によって、会員資格は取消になるものとし、当行はこれに伴い生じた損害については何らの責任も負わないものとします。

①この規定上の債務か否かにかかわらず、会員が当行に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したとき

②当行への届出事項に関して、届出を怠り、または虚偽の申告をしたとき

③当行との取引約定（この規定の各条項を含みます。）の一つにでも違反したとき

④「普通預金規定（通帳式）」１０．（２）の①から③までのいずれかの事由が一つでも生じたとき

⑤「あおぞらキャッシュカード規定」１３．（３）の①から④までのいずれかの事由が一つでも生じたとき

⑥会員のカードの利用状況または決済状況等から、カードまたはカード情報の使用、保管が適当でないと当行が判断したとき

⑦カードが偽造・変造、盗難・紛失等により不正に使用されている、またはそのおそれがあると当行が判断したとき

⑧会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行が行った通知または発送した送付物が未着として当行に返戻されたとき

⑨前記①から⑧までのほか、当行が会員として不適当と認めたとき

１７．（退会等）

（１）会員は、退会を申出ることができます。退会申出の方法・手順その他の事項（未払債務の支払その他の手続も含みます。）は当行が別に定めるところによるものとします。

（２）会員資格の取消その他の事由により退会となったときのカードの取扱いに関し、会員（その相続人等を含みます。）は、当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却するかまたは会員（その相続人等を含みます。）の責任においてカードに切り込みを入れて破棄するものとします。これらを怠ったことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

１８．（遅延損害金）

会員は、当行に対する立替金その他の債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年１４％の割合による損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年３６５　日の日割計算とします。

１９．（免責）

（１）会員によるデビット取引の利用に伴い当行が会員の預金口座から引落した金額の全部または一部を会員に返金する場合、当行は、その責めに帰すべき事由のいかんを問わず、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴い会員または第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

（２）後記①から⑤までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

①災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じた場合

②カードシステム、通信回線、端末機のメンテナンス、当行の責めに帰することができない事由による故障、障害等の場合

③カードシステムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じた場合

④当行以外の金融機関・クレジット会社等の責めに帰すべき事由があった場合

⑤前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができない場合

（３）後記①から④までの各場合、そのために会員または第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

①会員から届出のあった氏名、住所にあてて当行から発送する送付書類等に記載されたテレフォンサービス用のパスワード等が、郵送上の事故等、当行の責めに帰することができない事由により、会員以外の第三者の知り得るところとなったとき

②会員から届出のあった住所または電子メールアドレスが、当行の責めに帰することができない事由により、会員以外の第三者の住所または電子メールアドレスになっていたとき

③デビット取引用の暗証番号、テレフォンサービス用のパスワード、インターネットサービス用のＩＤもしくはパスワードまたは依頼内容等が、回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、会員以外の第三者の知り得るところとなったとき

④処理内容について、会員と当行との間で疑義が生じ、前記５．（８）による取扱いをしたとき

（４）テレフォンサービスまたはインターネットサービスを利用して当行から提供を受けることができるサービスにつきその依頼をする際に、パスワードその他の会員の本人確認に供された番号等に偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が権限のないもしくは権限を逸脱した会員以外の者の行為等によるものであっても、それらのために会員または第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

（５）会員または第三者に生じた損害について当行が責任を負う場合であっても、特別の事情に

よって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

（６）この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

２０．（債権の譲渡）

会員は、当行が立替金その他の会員に対する債権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ承諾します。債権が譲渡された場合、会員は、当該債権につき、相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消の抗弁権その他いっさいの抗弁権を放棄します。

２１．（各種サービス等の種類・内容等の改廃・変更および規定の変更）

（１）各種サービス等の種類・内容等（ご利用の方法・手順も含みます。）は、当行の都合で改廃・変更することがあります。また、改廃・変更のために、一時的にカードの利用を停止させていただくことがあります。

（２）利用限度額、手数料等は、当行の都合で改廃・変更することがあります。

（３）前記（１）および（２）の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。

（４）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（５）前記（４）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

２２．（準拠法、裁判管轄権）

（１）会員と当行との諸取引および当行が会員に提供する各種サービス等の契約準拠法は日本法とします。

（２）前記（１）の諸取引および各種サービス等について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

２３．（規定の準用等）

（１）この規定に定めのない事項については、当行の「普通預金規定」その他カードに係る当行の定める取引の諸規定等のほか、当行が適当と認める方法および範囲で会員にご案内する別の定めにより取扱います。

（２）この規定の定めに従った取扱いにより他の取引（キャッシュカード関連取引も含みます。）にも影響が生じうる事項については、この規定を準用するものとします。

以上

Visa Secure の利用にかかる特約

本特約は、「あおぞらキャッシュカード・プラス（Ｖｉｓａデビット）規定」の会員がデビット取引

において、Visa Secure を利用する取引を行う場合に適用されるものとします。

１．（定義）

（１）「Visa Secure」とは、国際提携組織の提供する本人認証サービスのことをいいます。

（２）「Visa Secure 利用者」とは、デビット専用 WEB においてメールアドレスの登録等当行所定の手続を完了し、Visa Secure を利用することに同意した会員をいいます。

（３）「Visa Secure 認証 PW」とは、デビット取引の都度、Visa Secure 利用者がデビット専用 WEB において登録したメールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます。）に送信されるワンタイムパスワードのことをいいます。

２．（Visa Secure の利用）

（１）Visa Secure 利用者は、Visa Secure に対応した加盟店で電子商取引を行う際、当行による取引電文における情報のリスク判定による認証、またはこれに加えて Visa Secure 認証 PW を当行が指定する画面に入力することにより、Visa Secure を利用することができます。

（２）Visa Secure 利用者は、Visa Secure 認証 PW、加盟店より送信される取引電文における取引情報および端末情報等が、Visa Secure の認証情報として利用されることに同意します。

（３）Visa Secure 認証 PW が登録メールアドレスに送信できない場合は、Visa Secure を利用することはできません。この場合、Visa Secure 利用者は、デビット専用 WEB においてメールアドレスを再度登録する必要があります。

（４）Visa Secure 認証 PW は、該当の取引が完了した時点で無効となります。

（５）Visa Secure 認証 PW は、送信されてから一定時間が経過した場合は無効となります。この場合、Visa Secure 利用者は Visa Secure 認証 PW の再送信手続を行うことにより、利用できるようになります。

（６）Visa Secure 認証 PW が 連続して規定回数を超えて誤った場合、当行は安全のため、該当の Visa Secure を利用した電子商取引を停止します。

（７）Visa Secure　による取引に関して生じた損害は補てんしません。

（８）当行は、ホームページに公開するなどの方法で Visa Secure 利用者に通知することにより、Visa Secure を任意に追加、変更、中止できるものとします。

（９）前項による Visa Secure の追加、変更、中止等の結果、Visa Secure 利用者に不利益が生じても、当行はいっさい責任を負わないものとします。

３．（Visa Secure の終了）

会員が、会員資格の取消その他の事由により退会となったときは、Visa Secure は自動的に利用できなくなります。

４．（本特約の変更）

（１）本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表するこ

とにより、変更できるものとします。

（2）前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：２０２５年3月１日